

# ご契約中の保険契約を解約・減額し、 新たな保険契約への乗換をご検討のお客さまへ

「ご契約に際しての重要事項—注意喚起情報」等の記載に加え、  
特に以下の点についてもご確認ください。



## 新たにお申込みいただく保険契約についても告知が必要です 告知の内容によっては、お引受けできない場合があります

告知や診査の内容によっては、ご契約いただけない場合や、健康状態等により保険料の割増や特定の病気や身体部位を保障しない等の条件付の契約になる場合があります。そのため、現在の保険契約を先に解約された場合は、無保険となってしまう可能性があります。



## 多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額になります

保険契約を解約、減額等をされる場合、解約返戻金はこれまで払い込まれた保険料の合計額より一般的に少なくなります。また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権等を失う場合があります。



## 保険料が高くなる場合があります

新たなご契約は、現在の契約年齢により保険料が計算されますので、一般的に保険料は高くなります。また、新たなご契約では、予定利率※が下がることがあります。

※「予定利率」とは、保険会社が資産運用によりあらかじめ一定の運用収益を見込んで保険料から割引く率をいいます。



## 保険金・給付金等をお支払いできない場合があります

新たなご契約は、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始前に発症していた疾病や不慮の事故による入院等については、保険金・給付金のお支払いができない場合があります。また、新たなご契約に際して告知義務違反等が生じた場合は、保険金・給付金のお支払いができない場合があります。



## 一定期間の保障が開始しない場合、あるいは保険金や給付金に支払削減期間が生じる場合があります。

新たなご契約は、保障の開始までに、不てん補期間(保障されない期間)が生じることや、保険金や給付金のお支払い額を削減する期間が生じることがあります。



## 保障内容に違いがあります

同種の新たなご契約に乗り換える場合でも、特約の保障適用範囲等、乗換え前のご契約とは保障内容が相違する場合があります。

(例)手術給付金の支払対象となる手術の種類や支払倍率等

※ご契約を解約・減額される場合は、上記を十分にご確認、ご理解いただいた上で、**お客さまご自身**で判断し、手続きをしてください。ひとたび解約や減額の手続きをしてしまうと取り消せません。

なお、メットライフ生命の保険商品の間での乗換を手続きされる場合は、保障の空白や重複、健康状態等からお申込みをお断りさせていただくこと等によるお客さまの不都合を避けるために**条件付解約制度**を用意していますのでご利用ください。(取扱いには条件がありますので取扱者にご確認ください)

■お問い合わせ先